

七月王朝期におけるパリ建築工の運動：とくに下請 制廃止の要求をめぐって

井手，伸雄

<https://doi.org/10.15017/2341007>

出版情報：史淵. 67/68, pp.99-123, 1956-03-10. 九州大学文学部
バージョン：
権利関係：

七月王朝期におけるパリ建築工の運動

——とくに下請制廃止の要求をめぐって——

井 手 伸 雄

十九世紀前半のフランス労働運動において建築工が占める重要な位置については、数少しいこの方面の諸研究によつてもかなり強調されている様である。たとえばアンリ・セーは、七月革命後の労働運動の主導性が近代的工場労働者にはなく、主として、産業革命の直接的影響が最も少い小工業の労働者（職人）にあつた事をしばしば指摘し、その例として建築工を筆頭に、靴工、帽子工などを挙げている。運動の主体についてのこの様な見解は、最近の研究J・モントルーユやA・L・ダナムの著書においてもとられており、また英国の経済史家クラップムは、つとに、一八四八年のフランス都市労働者が、まだ概して工場労働者ではなかつた事を力説すると共に、賃労働者としての建築工の存在に特に注意を喚起している。⁽¹⁾⁽²⁾⁽³⁾

この職人層のイニシャティヴという点は、フランス初期労働運動の基本線として認められねばならぬ。そしてこの事が、当時のフランスの産業構造と密接に関連している事はいうまでもない。とくに七月革命以後、産業革命の加速度的進行がみられたのであつて、次第に形成されてゆく工場労働者や炭坑労働者の動きが、部分的にあらわれている事は決して見逃されてはならない。しかしこの時期における大機械工業の発展は、主として繊維工業（とくに綿工業）を中心として進み、その他の諸部門においてはまだ小規模経営の優勢が、よく維持されたのである。また当時のフランスの都市人口が全

体の1/3以下にすぎなかつた事、農村における小土地所有農民の広汎な存在が、ここで想起されるべきであろう。

ところで、十九世紀前半の労働運動の研究は、後世のサンディカリズムのそれに比して著しく立遅れ、「数多くのモノグラフィの欠如」(モントルーユ)のため、全体的視野にたつて更に研究を推進める事は、甚だ困難であるとされる現状である。ここではごく視野をかぎつて、職人層の中でもとくに注目されるパリの建築工の運動を検討し、彼等を活躍せしめた諸条件について考察を加えてみたいと考える。とりわけ建築工に特徴的な下請制に対する抵抗に焦点を置きたいと思う。

- (1) H. Séé, *La vie économique de la France sous la Monarchie censitaire, 1927*, p. 124; p. 136. *Du même, Histoire économique de la France, t. II, 1951*, p. 199, p. 206.

- (2) J. Montreuil, *Histoire du mouvement ouvrier en France, 1946*, p. 124 「建築、食料品、製本業などの古い職種が、工場労働者や炭坑労働者よりもはるかに活動的」
フランス語 A. L. Dunham, *La Révolution industrielle en France (1815—1848)*, Paris, 1953, p. 184
 一八四八年までのフランス労働運動は「幼年期」であり、運動の指導者は印刷工、大工の間に見られ、紡績工、織布工、坑夫の間にはみられなかつた。この主たる原因はフランスにおける工業化の緩慢性にあるとされる。

- (3) J. H. Clapham, *Economic Development of France and Germany, 2ed, 1928*, p. 70, pp. 75—6.

—

この節ではまず本論に先立つて、当時のパリ工業統計を通じてパリにおける建築工の比重、及びその賃労働の特殊な形態について、若干考察してみたい。

一八五一年にパリの商業会議所が公刊したパリ工業統計によれば、四七年の労働者総数——商店の使用人を含む——は三四二、五三〇名、その中児童二四、七三〇名を除く男女労働者を十三の部門にわけると、次表の様になる(なおこれに部門の平均賃金を附す)。

部 門 名	労 働 者 数			平均賃金(フラン)	
	総 数	男 子	女 子	男 子	女 子
被 服	84,700	30,300	54,400	3.34	1.62
建 築	40,200	40,100	100	3.81	1.43
パ リ 品	33,100	17,600	15,500	3.94	1.83
織 維	33,000	11,000	21,900	3.42	1.46
家 具	32,600	28,700	3,800	3.90	1.78
金 属・機 械	23,400	22,100	1,300	3.98	1.71
印 刷・製 紙	15,300	10,900	4,400	4.18	1.75
貴金属・宝石細工	14,600	10,800	3,700	4.17	2.04
馬 車 製 造	13,300	10,600	2,700	3.86	1.27
食 料 品	9,400	8,000	1,400	3.50	1.68
化 学・陶 器	9,300	6,700	2,700	3.71	1.48
桶 ・ 箆	4,600	4,000	600	3.44	1.14
皮 革	4,400	4,200	200	3.87	1.56
計	317,800	204,900	112,900		

この表から気付くことは、(1)労働者数の最も多いのは被服部門で、建築、パリ品(主にモロッコ革、櫛、扇子、傘類、玩具等の贅沢品を指す)、織維の諸部門がこれに次いでいるが、男子のみみると建築、被服、家具、金属・機械、パリ品、織維の順になり、建築工の数万は成人男子労働者全体の約 $\frac{1}{5}$ に当る。(2)女子労働者については被服、織維、パリ品の順になるが、男女の割合をみると織維部門において一対二、被服部門では一対一・八となつている。当時産業革命を経験しつつあつた織維部門が、パリにおいても最も多く婦人労働によつていた事がわかる。(3)なお賃金についていえば、ここに示されたものは部門の平均賃金(日給)——ただし労働者の約半数は出来高給から

の換算である)であり、更に詳しく検討される必要があるが、大体において (1)女子の賃金は男子のその $\frac{1}{2}$ 以下である事、(2)印刷・製紙、貴金属・宝石細工の二部門が特に良好で、織維、被服部門の低賃金が目立っている。

ここで注目される事は、当時のパリの労働者が若干の例外を除き大部分近代化の困難な、手工業的技術を維持する小工業の労働者であつた事、いいかえると、永い都市手工業の伝統をもつた熟練労働者即ち職人層の比重が極めて大きかつた

という事である。勿論のちにもふれる様に、新しい工場労働者の姿はすでに現われているけれども、相対的にその存在は小さく、少くともまだひとつの社会的勢力とはなっていないかと思われ。当時パリにおいて主に職人層の活躍がみられたとしても、決して不思議ではないのである。

この事は更に当時のパリ工業の経営規模によつても裏づけられる様である。前述の統計資料によると、四七年のパリには六四、八一六名の経営主——商店主を含む——が存した。その中、(1)雇用労働者一〇名以上をもつ者は七、一一七名(一〇%)、(2)一〇〜二名の労働者を雇う者二五、一一六名(四〇%)、(3)労働者一名を雇うか或いは単独の経営者三二、五八三名(五〇%)となつている。この三つのグループに属する労働者数及び生産額、また部門別の経営規模については何らデータが与えられていないが、大体において小規模経営の数量的優勢が認められるであろう。勿論生産総額における小経営の相対的重要性は、次第に減少の傾向にあつたと思われるが、部門別生産額をみると、被服、食料品、建築、家具、貴金屬・宝石細工、パリ品、繊維の順になつている。要するにパリでは、リールやミュールーズ等と異り手工業的熟練労働による贅沢品生産が大きな比重を占めていたといふべきであろう。

更に商業会議所はパリの労働者を次の四つのグループに分類している。

- (一) 建築仕事場 (chantier) に働く者……建築工。
- (二) 工場 (usine) またはマニファクチュールの労働者……紡績工・染色工・捺染工、壁紙製造工、機械工・汽罐製造工。
- (三) 小仕事場の労働者……パリ品、貴金屬・宝石細工部門の労働者。
- (四) 針仕事をなす (à l'aiguille) 者……仕立工、靴工等被服部門の労働者(多くは家内労働)。

ここではこれら各グループについて詳しくみる余裕がないので、当面の対象たる建築工にのみ限る事とする。シャンテ

イエとは主に建築の工場を指すが、業者の自宅にある仕事場をも含められる。建築工に属する職種であればと大体次の様になる。大工 (charpentier) 、石工 (tailleur de pierre) 、大理石工 (marbrier) 、左官 (maçon) 、鋸挽 (scieur de long) 、ペンキ工 (peintureur) 、屋根工 (couvreur) 、鉛管工 (plombier) 、ガラス工 (vitrrier) 、指物工 (menuisier) 等。以下建築工について注目される点をH・セイによつて要約すると、第一に、彼等の中には移動人口に属する者が少くなかつた。即ち、たとえばクルーズ (Creuse) 、コレーズ (Corrèze) 、オート・ヴィエンヌ (Haute-Vienne) の諸県から左官、カルヴァドス (Calvados) 、マンシュ (Manche) の諸県から石工といった様に、地方から夏の始めにパリに出て来て間借生活を送り、冬或いは一二年後に家族のいる故郷に帰る、専門の出稼職人が或る部分を構成していた。彼等はできるだけ儉約貯蓄して帰り、僅かな土地ドヤンを買うのが普通であつたといわれる。移動人口(約八千人)の7/8が建築工であつたとされているから、出稼職人の数は七千人程と思われる。建築工全体からみれば約1.6を占めるにすぎないが、出稼職人の存在は殆んど建築工特有の現象であつたといふべきであらう。また彼等と土地との關聯が想定される事は注意さるべきである。第二に注目される事は、この出稼職人の存在から建築工特有の雇用形式 (le mode d'embranchage) が生じたといわれている事である。即ち彼等は朝「一定の地点に最もしばしば戸外に」(sur des points déterminés, le plus souvent en plein air) 集り、そこに来る雇主業者と雇用關係に入るのが常であつた。かかる場所として市庁前の広場である『グレーヴの広場』(la Place de Grève) が知られているが、この事はオラス・セイによると、建築工をその地点に大多數集合せしめる結果、彼等の団体意識エスプレット・ナツの維持発展に役立ち、また大工や石工その他の間に職人組合 (Compagnonnage) が維持されたのもこのためであるとされている。更に「ストを始め (se mettre en grève) としう表現が、建築工のこの『グレーヴの広場』における行動に由来するといわれている事は、興味深いものがある。

アンボシャージュに関しては不明な点が多く、たとえばこの場合当然仲介者の存在が考えられるが、その仲介者が誰であつたかが問題であらう。市当局の設ける職業紹介所 (bureau de placement) が仲介に當つた事も考えられようが、後にふれる様に、職人組合はその成員に対する職場紹介をひとつの重要な任務としており、ここでも少からぬ役割を果していたのではないかと思われる。またセイのいう団体意識の維持発展については、むしろ建築工の大工事への集中を考慮すべきであらう。

なおここで職人組合について一言しておく必要がある様である。⁽⁶⁾ 職人組合の存在が明確になつて来たのは十五・六世紀頃からといわれているが、丁度この時期は絶対王制の下に都市手工業のゴルポラシオン組織が再編成された時期であり、王権の保護をえて手工業者・商人層はゴルポラシオンを支配独占し、それと共に親方——職人^{メイトル}の間^{コンパニオン}の溝が深まり、後者の賃労働者化が進んでいつた時期である。職人組合は親方の独占団体と化したゴルポラシオンに対抗するという性格を或程度有し、職人層のみをもつて構成され、その利益を守るための組織として現われた。それはまず自身のコンパニオンが腕をみかくために行う「^{ツール・ド・フランス}フランス巡歴」——丁度この頃普及した——の慣習と結びついて組織された。即ち共同金庫制 (bourse commune) に基き、巡歴職人 (ouvrier nomade, compagnon passant) に対する各都市での宿泊所 (auberge) の提供、職場紹介 (embauchage, placement)、病気の際の援助等、その他組合員間の相互扶助を主要な目的とするものであつた。しかしそれはやがて、職人層が親方に対して賃労働者としての利害を守る場合の有力な抵抗団体ともなつていつた。十七・八世紀のストの背後には、しばしば職人組合があつたといわれる。注意すべき事はこの古い手工業的熟練労働者の組織が、ギルドを廃止し団結禁止法を制定した大革命の後も、十九世紀に至るまで一種の秘密結社として存在し大きな力を持ち続けた事で、とくに第一帝政・王政復古期はその全盛期とさえいわれている。いうまでもなくそれは労働者の組織としては前近代の限界をもち、熟練労働者のみの組合であり、また排他的な狭い団体意識、職業

の特権意識、或いは組合相互間の対立等に表わされるギルドの性格を、最後まで拭い去る事ができなかつた。にも拘らず未組織労働者が多かつた十九世紀前半において、ひとつの前例として職人組合が初期の労働組合運動において果たした役割は、よかれあしかれ過小評価されてはならない様に思われる。ところで七月王朝期に入ると職人組合は次第に衰亡の途をたどり、特に四〇年以後その兆候が目に見えて現われてくる。その主な原因はいうまでもなくこの時期に加速度的に進んで来た産業革命である。大規模な機械制生産の発展は、一方では新しい工場労働者を生み出すと共に、他方では職人層の熟練労働を駆逐し職人組合のよつてたつ基盤を次第に掘崩してゆく。しかしながらこの期の産業革命は主に繊維工業を中心に進んだのであつて、建築業の如き近代化の困難な部門では未だなお職人組合が強力に維持されたのである。因みに建築方法を変革せしめた鉄材・セメントの使用、鉄骨の出現——鉄工業の発展を前提とする——、材料の工場生産化等は六〇年代以降の事に属している。それまで建築生産は殆んど昔ながらの手労働に基き、大多数の労働者の協業によつて行われていたのである。

また職人組合に決定的打撃を与えたのは鉄道の出現であるが、その十分な普及は第二帝政を俟たなければならぬ。

(一) Statistique de l'industrie à Paris résultant de l'enquête faite par la chambre de commerce de Paris pour les années 1847 et 1848, 1851.

この統計はパリ商業会議所が四一—五一年間に経営主の報告に基いて調査整理したものである。この点にE. Levasseur, Histoire des classes ouvrières et de l'industrie en France de 1789 à 1870, 2e éd., t. II, 1904, p. 328. にみえる要約がした。なおこの統計については Horace Say, Enquête sur l'industrie à Paris pendant les années 1847 et 1848.

七月王朝期におけるパリ建築工の運動

(Journal des Economistes, 1851, t. II, Bruxelles) が参考になる。セイは当時パリ商業会議所の所長として調査の指導に當つた人である。

(二) Levasseur, *Ib. d.*, p. 211. ここで注意しなければならない事は、経営主の中に数人の労働者の雇主であるが同時に雇用人である中間層 (sous-entrepreneur, maître-ouvrier, ouvrier patenté) が含まれる事、(三) のグループには原料の前貨を受けて働く家内労働者 (ouvrier en chambre, ouvrier à façon) が少なくなつたと思われる。これは資本

家(問屋商人)のために働く事実上の賃労働者と考えなければならぬが、生産手段の一部を所有して外見上の独立性をもつていたため、手工業者又はアントルブルヌールとみなされたのであろう。したがって真に独立した経営主数は実際には相当減少するものと考えられる。以上について H. Say, op. cit., pp. 251—3. 参照

(8) 職人組合は初期労働組合運動史の一環として別箇に考察せよとのであり、ここでは略述に止めた。Martin Saint-Léon, *Le Compagnonnage*, 1901, XVI—XVII; H. Sée, *La vie*, op. cit., pp. 120—1; Clapham, op. cit., pp. 79—81; J. Bruhat, *Histoire du mouvement ouvrier en France*, t. I, 1952, PP. 74—7.

(3) *Ibid.*, p. 253. なお四七年には、大凶作及び英国の恐慌の影響を受けてこの事を考慮する必要がある。

(4) Lévassaur, op. cit., p. 308.

(5) H. Say, op. cit., pp. 256—61; G. Renard, *La République de 1848* (*Histoire socialiste*, t. ix) pp. 329—30. 以下へは建築工については H. Say, op. cit., pp. 257—8;

(6) Martin Saint-Léon, op. cit., pp. 163—6.; Lévassaur, op. cit., t. II, p. 529.

二

以上により十九世紀中頃のパリにおいて、建築工が数の上からもまたその特異な性格からも、注目すべきグループのひとつであった事がわかった。建築工の中でも特に大工の活動は、大革命及びナポレオン時代から知られているところであり、七月王朝期においても彼等は「公の注目を浴びる特典を有していた」のである。次表はこの期のパリ建築工の主なストを示す。

(一) まずこれらのストについて注目される事は、三十年代の建築工が当時漸く着手されたパリ近郊の鉄道建設に関係している事である。三二年のストは、パリ—サン・シエルマン・マン・レイ (Saint-Germain-en-Laye) 間の鉄道の架橋工事に従事していた労働者によつて、始められたものであり、三六年のストは、パリ—ヴェルサイユ間の鉄道建設に

年 月	職種(参加人員)	原 因・要 求	結 果
一八二二	大工	一時間三十五サンチーム(十二時間労働)を要求、拒否されてスト	官憲の干渉後、要求獲得
一八三二、九月	大工(約五〇〇〇)	十時間労働を要求	主謀者四名処罰される、要求獲得
一八三三、九月	大工	最低賃金一時間四〇サンチーム及び下請制の廃止を要求	数名処罰され、賃上げのみ獲得
一八三六、九月	大工(六〇〇)	非職人組合員の雇用に反対してスト	その後一業者に対する五年間の工事請負禁止を行つた。
一八四〇、八月	左官(六〇〇) 石工、大工、指物工、左官	下請制廃止、賃上げ、労働時間の短縮を要求してスト或いは陳情デモ	この年はパリにおける労働運動の最も高揚した年であり、政府は軍隊を出動して弾圧した
一八四五、六月	大工(四一五〇〇〇)	最低賃金日給五フランを要求	十数名処罰され、六ヶ月の斗争の後要求獲得

関係していた一業者に対してなされたものである。三三年、四〇年、四五年のスト労働者がいかなる種類の工事に従事していたか不明であるが、ともかく建築工は他の古い職種とも異つて鉄道関係(駅や橋)の工事、或いは公共の建築物、或いは工場等の工事の様に、同一の場所に大多数集り協業に基いて働く機会が多かつたのである。また前の時代の例をみて、架橋工事や教会建築(或いは修理)等の大工事に関連して彼等の運動は惹き起されている。建築工の間に比較的強い連帯意識が早くからみられたのは、ひとつにはかかる労働者の集中ともいふべき条件があつたからであらう。

(二) 三三年及び四五年のストは、いずれも業者組合を相手としている点で他の場合とは區別される。また下請制の問題が浮び上つてくるのもこれらのストの特徴であるが、下請制については後述する。三三年のストの相手は『パリ大工親方組合』(Société des Maîtres Charpentiers de Paris)、四五年の場合は『パリ及びセーヌ県木組業者組合委員』(Chambre syndicale des Entrepreneurs de charpente de Paris et de la Seine)である。他方スト参加者は特定のシャンティエに働く者からなるのではなく、パリまたはセーヌ県の「大工全体の名において」行動し、要求をか

かかっているのである。したがつてこの場合、彼等の要求の内容は特定の工事にのみ関わる性質のものではなく、大工仕事一般を規制すべき性格のものであつたと思われる。この様にある地域、ある地方の大工が全体として行動したという事は、少くともかなりの程度の団結と連帯意識、具体的にいえば何らかの強力な組織の存在を前提としている。ここに大工のみならず建築工一般の中心的組織として、職人組合の存在が注目されてくるのである。また興味深い事は、四五年のストにおいて大工が十年の契約で賃上げを要求したと思われる事、三三年にかちえた日給四フランは十年契約の条件つきであり、この時の賃金率は木組業者組合の事務所に記録されたといわれている。⁽¹³⁾この十年契約という事は、賃上げストが一八二二年以来はば十年毎に行われている事によつても裏づけられる様である。つまり二二年、三三年、四五年のストは一種の協約を更新するために行われたと考える事ができる。

なお大工のかちえた一見高賃金は、数ヶ月にわたる「仕事のない期間」(morte saison)のため、実質的にはパリにおける平均賃金を出なかつた事に注意する必要がある。⁽¹⁴⁾また十時間労働は当時としては最も短いものであり、二月革命直後一時的にしろ十時間労働日の実施が布告された事は、建築工の活躍によるところが大きかつたと思われるのである。

(三) これらのストにおいて最も重要な役割を演じた労働者組織は、まず第一に職人組合であつた。大工をはじめ建築工においては、当時二つの職人組合が存していた。ひとつは、『Devoir』他は『Devoir de Libertés』である。⁽¹⁵⁾勿論そのメンバーの中心は独身の熟練工コンパニオンであつたと思われる。ストにおいて、たとえば四五年の場合とくに指導力をもつていたのは、『好人物』(Bons Drilles)と渾名される『ドゥヴォアール』の組合員たちであつたが、それはこの組合に『gâcheur』とされる職場長 (chef de chantier, contremaître) はか「上級の職人」(bon ouvrier) が多かつたためである。⁽¹⁶⁾三三年には、大工の二つの職人組合の代表からなる『抵抗委員会』(Commission de résistance)の指揮の下にストは続けられた。その翌年では特にスト不参加者に対する嚴重な取締りが行われ、労働者の統一に留意さ

れている⁽¹²⁾。同様な事が四五年には一層強化され、スト完遂のための管理委員会が設けられて、違反労働者に対する罰金・パリ郊外追放などの非常手段がとられた。この委員会は二名の職人組合員ワシバ、ムシヨシと二名の職人組合員でない煉瓦工ジモウシ(Jimousin)からなつていた。⁽¹³⁾なお四五年の場合闘争は六ヶ月余り続いているが、地方の諸都市とくにリヨンからの援助(賞金・食糧)が明らかにされており、⁽¹⁴⁾また警察の干渉の結果、ストが職人組合のもつ「共済基金」(Caisse des secours généraux)により支えられていた事が証明された。⁽¹⁵⁾四〇年のストはパリにおけるゼネ・ストといわれ、この時期の最も大きなストのひとつであるが、この時の建築工の動きは、三二年に未熟練工が職人組合から分離独立して組織した『フランス巡歴労働組合』(l'Union des travailleurs de Tour de France)によつて指揮された。⁽¹⁶⁾

第二に建築工の組織として職人組合の外に共済組合が考えられねばならない。建築工のストと彼等の共済組合との関係は、ルヴァッスール、マルタン・サン・レオンによつては殆んど無視されているが、R・シヨランによると建築工の間に職種別の共済組合があり、上記のストにおいても活躍している事が知られる。たとえば大工についていえば、三三年に組織された『パリ大工旧職人共済・保険組合』(Société de Secours Mutuels de Prévoyance des anciens compagnons Charpentiers de Paris)は、三三年及び四五年のストにおいて「活潑な役割を演じた」。また「職人組合の悪弊と暴力」のためにそれから独立してつくられた『合同大工労働者共済組合』(Société de Secours Mutuels des ouvriers Charpentiers réunis)は、四〇年の下請制廃止運動に参加したといわれる。この共済組合は恐らく前述の l'Union と関係があるのではないかと思われるが、明らかでない。また大工の共済組合として有名なものに、一八一二年に組織された『パリ大工労働者共済組合』(Société de Secours Mutuels des ouvriers Charpentiers de Paris)があるが、これは抵抗組織たる性格をもたなかつた様であるとシヨランはいつている。⁽¹⁷⁾ここで注意されるのは共済組合と職人組合との関係であるが、職人組合から未熟練工が分離して共済組合を組織する場合や、旧コンパニオンが組織する場合がみられ

ている。正式の職人組合員は大工では全体のごく一部にすぎなかつた様であり、四五年のスト労働者四、五千名中コンパニオンは約 $\frac{1}{4}$ で、残りは主に『ルナル』(renard) と称せられる未熟練工(徒弟の段階を経ているがまだ職人になれない者)であつたとされている。建築工の共済組合はかかる正規の職人組合員ではない未熟練工の一部や、すでにフランス巡歴を終えて職人組合をやめた旧コンパニオンによつて組織されたと思われる。したがつて彼等の共済組合は職人組合の延長、或いはその補助的附属的存在としての性格も強かつたと考えられる。

(四) ストにおいては二つの職人組合は一致協力して共同戦線を形成しているが、他方、互に相争う場合も決して少くなかつた。いうまでもなく、伝説に彩られた組合相互間の対立や組合内部に存する熟練・未熟練のイエラシは、職人組合を近代的労働組合と厳しく区別せしめるものである。当時職人組合はその成員に対して職場紹介を行い、この關係から雇主に対して或程度労働力の供給を左右する事ができた。とくに建築工の間ではその傾向が強く、これを利用して三六年のストの様に一種のクローズド・ショップを行ひえたのである。勿論これに対してブルジョア政府は早くから官營の職業紹介所(bureaux de placement)を設け、労働市場の把握につとめてはいるけれども、職人組合による職場紹介を根絶せしめる事はできなかつた。この事は主として建築工の労働が熟練を要する手労働であつた事、したがつて職業の自由の原則にも拘らず、労働力の市場が著しく制限されていた事に基因するものであろう。そしてここにこそ、職人組合が前期的な諸規制を維持する最も有力な根拠が見出されるのである。たとえば、パリの大工仕事は一八六〇年頃まで二つの職人組合により分割され、セーヌ右岸は『ドゥヴォール』、左岸は『ドゥヴォール・ド・リベルテ』となつていた。もし業者がこのなわばりを侵すと、侵された側の職人たちの猛烈な憤激がその業者に対しては勿論、なわばりを破つた職人に対しても向けられ、更に職人組合相互間の争いとなり遂には流血の惨にまで発展するのである。我々はこの種の争いを四五年のストの翌年にもみるのであるが、しかし多くの場合この様な職人組合間の紛争が、実は労働条件の悪化に対する抵

抗から発している事を忘れてはならないであろう。業者は機会ある毎に、職人組合相互間の対立反目を利用して劣悪な労働条件を押しつけようと試みたのである。^(註)

(1) Levasseur, op. cit., p. 240.

(2) Ibid., pp. 234—5, pp. 340—5; Martin Saint-Léon, op. cit., pp. 112—4, pp. 134—8. なお四五年のストについては J. Blanc, *La grève des charpentiers en 1845*, Paris, 1845. がある。本書は当時のフリーレ主義者ロシチランの編集する新聞 *Démocratie pacifique* の大工のストに関する記事を集めたものである。ストにおける業者及び労働者側の宣言や公開書簡が再録されており、貴重な文献であろう。

(3) これらのストと鉄道関係をよくに指摘しているのは E. Laurent, *Le Compagnonnage ou confrérie de compagnon du temps passé*, 1921, pp. 41—2. なおこれらのストと鉄道建設工事そのものとは、時間的にずれている様であるが、架橋工事などは敷設工事に先立つてあらかじめ行われたと思われる。

(4) たとえば七月王朝期に穀物市場 (*Halle aux blés*) や国立図書館ができてゐる。Levasseur, op. cit., pp. 196—7. また工場の建設は当時の工業化のためおくれを反映して緩慢にしか増加しなかつたとされる。Clapham op. cit., p. 76.

(5) たとえば一七九一年五月ルイ十六世橋の工事に従事していた大工、一八〇四年教会建築に働いていた建築工などの賃上

げ運動 Levasseur, op. cit., t. I P. 50; J. Bruhat, op. cit., p. 166.

(6) 建築工事は一般家屋の場合と大建築物の場合と区別されるべきであろう。また一八〇七年五月の警察總監の報告に次の様な記述があるのは興味深い。建築工の間では「団結や集会がもつともなされやすく、もつとも解散され難い。その理由はほとんど常に若干の、大多数の労働者たちとせよが同じ労働の地点に (*sur un même point de travail*) 集まることゝ事に見出される。」Bruhat, op. cit., p. 169.

(7) 建築業の職業別業者団体はナポレオン政府の保護により「主として職人組合に対抗するために」(ポール・ルイ)一八〇七—一八一〇年間に組織された。シャルペンットの業者団体についていえば、一八〇八年に決定的に「ペリ親方大工組合」ができて、三五年に規約改正、「パリ及びセーヌ県木組業者組合委員会」と名称をかえたのが四一年である。R. Joran op. cit., pp. 14—8; Bruhat, op. cit., p. 170; P. Louis, *Histoire du mouvement syndical en France*, t. I, 1947, p. 63; J. Barberet, *Monographies professionnelles*, t. III, 1887, pp. 395—6. なお一八三三年のストも恐らく三三年の場合と同様であつたと思われる。

(8) 一八四五年業者側の表現 J. Blanc, op. cit., p. 51.

- (6) Levasseur, op. cit., II, P. 242; 三三年の場合に引く J. Blanc, op. cit., P. 62. なお四五年のストに於ける十年契約の要求に対する非難が Léon Faucher, Coalition des ouvriers Charpentiers (Journal des Economistes, 1845, Bruxelles), p. 137. にみられる。
- (10) たゞせば四マンの獎金、年中均獎金は二、三三マンとなす。 J. Blanc, op. cit., pp. 16—9.
 一般に建築士の獎金としてあげられたものは夏(三月—十月)の獎金であり、冬には仕事がなくなるか又は少くなるかの現象がみられる。当世の大工の一年間の仕事は大体二回ほどにわたる。 R. Joran, op. cit., P. 19; J. Barberet, op. cit., p. 357.
- (11) 当世の労働時間については地方差がかなり大きいが、普通十二時間—十四時間とみつけようである。織造工業を家内労働におおつては十五時間以上が多く、十七—八時に至る場合も少なからず。 Cf. Ch. Rist, La durée du travail dans l'industrie française de 1820 à 1870 (Revue d'économie politique, 1897, t. XI I)
- (21) Martin Saint-Léon, op. cit., pp. 88—98.
- (23) J. Blanc, op. cit., pp. 211—2. 職場長カンティンに引く J. Barberet, op. cit., p. 379.
- (14) 二三年のストにおおつて政府は始めて業者に軍隊をスト労働者の代りに使用する事を許した。四五年の場合も同様な処置がとられ、反政府派の攻撃を蒙つた。 Bruhat, op. cit., p. 253; M. Saint-Léon, op. cit., p. 135.
- (25) J. Blanc, op. cit., p. 67, p. 127. ノン・ノン・ニームは必ずしも未熟練工をいふしなう。左官の様に熟練してつても職入絶命に属してつた場合があるからである。これに引く J. R. Joran, op. cit., p. 70
- (16) Levasseur, op. cit., p. 244 note 3. 職人組合がフランス巡歴の關係から都市間の全国的連絡をもつていたのである。
- (17) 警察は Metz とつたれるノン・ニームの宿泊所兼集会所を焚きつゝ、数千マンの共同基金を没収した。 J. Blanc, op. cit., pp. 75—6.
- (28) Fournière, op. cit., p. 366. 名を l'Union の成立に引く J. M. Saint-Léon, op. cit., pp. 108—10. 四〇年のストに引く E. Dolléans, Histoire du mouvement ouvrier, t. I, 56d, 1953, pp. 180—7.
- (29) R. Joran, op. cit., p. 62—4. 石工、左官の共済組合に引く Ibid., pp. 70—71. また一八二二年の大工共済組合に引く p. Louis, op. cit., p. 68—9; J. Montreuil, op. cit., p. 97.
- (20) J. Blanc, op. cit., pp. 66—7, p. 211
- (23) ノン・ニームはまた companion remerci とつたれ、職人組合との關係はなお続けられた。
 Martin Saint-Léon, op. cit., p. 258.
- (22) この間の事情に引く Ibid., pp. 54—5, pp. 80—4.

Cf. J. Lépine, Les bureaux de placement, 1922, pp. 19-22. (2) M. Saint-Léon, op. cit., p. 139.

(23) Ibid., p. 241 ; Barberet, op. cit., p. 279, 300. (25) Bruhat, op. cit., p. 204 ; Fournière, op. cit., p. 232.

三

次に、三三年以後現われてくる下請制廃止 (suppression du marchandage) の要求についてみていきたい。下請制廃止の問題は、この頃から更に十九世紀後半を通じて建築工が激しく求めていったものであり、決定的にこの廃止が実現するのは二十世紀に入つてからである⁽²⁴⁾。もつともこの要求は必ずしも建築工にのみ限られるものではなく、十九世紀前半ではたとえば仕立工の間にもみられている⁽²⁵⁾。下請制は当時のフランスにおいて相当広く行われていた様である。またこの建築工の要求は、二月革命直後臨時政府によつてとられた一時的な社会政策——三月二日の法令——の中に反映せしめられていたが、これについて述べる事は本稿の課題をこえるものであり、とくに必要の場合を除きここでは省略する事にす⁽²⁶⁾る。

下請制廃止の要求がはつきりみられる三三年 (大工) 及び四〇年 (大工、石工、指物工) の場合については、残念ながら十分な資料がないので、主に四五年の大工のストに関するものによつた。この年にはスト労働者は下請制廃止の要求を出していないのであるが、業者側はこの問題を持出して、攻撃し、そのため下請制に関する双方の主張が明らかにされているのである。

建築業における当時の下請制について、ルヴァアスールは次の様に説明している。即ちそれは一種の出来高払の仕事 (travail à façon) であり、ある労働者が自分の計算で (à son compte) 数人の労働者を雇う事によつて、一定額の

報酬に対し工事の一部の遂行を引受けるというやり方である。「こうして労働者は下請負業者 (sous-entrepreneur) となる」とされる。⁽⁴⁾ 建築業の下請人は特に marchandeur 又は tacheron と呼ばれているが、下請人の報酬の一部が彼の雇う労働者の賃金となる事はいうまでもない。下請人と請負業者との関係についていえば、下請の方法は入札 (adjudication) により、また前者の請負契約は労働力にのみ関するもので、材料、道具及び足場は後者の供給するところであつた。またしばしば資金 (労賃用) の前貸も行われた模様である。⁽⁵⁾ したがつて、下請人になるにはさほど大きな資本を必要としなかつたといえる。なお明確な事がわかつていないが、この場合の請負業者は総請負人 (entrepreneur général) であつた様である。⁽⁶⁾ 一般化していえば、下請制とは業者 (資本家) と賃労働者との間に「雇用人であると同時に、自らも数人の労働者の雇主である」中間層が介入される生産関係である、と規定する事ができよう。⁽⁷⁾ ルヴァースールの説明で注目される点は、「労働者が下請人になる」という事が特に強調されている事であるが、これについては多少問題がある様である。この場合の労働者とは勿論熟練労働者即ち職人の意味にとらなければならぬが、事実職人が下請人になつたとしても、すべての職人にそれが可能であつたのではなく、ごく少数のものに限られていたと思われる。後にみる様に大工の場合は職場長カシニールの様な上層の職人が下請人になりえたのである。また下請制廃止の要求が出てくるといふ事自体が、大多数の建築工にとつて下請人になる事ができないという事を前提としている。建築業の下請制が何時出現したかは残念ながら不明であるが、少くとも三十年代には大多数の建築工の反感を集めるものとして存在していたといふ事ができる。注意すべきは丁度この三十年代が、パリの建築業における景気変動の特に甚だしかつた時期に当る事である。七月革命が一八二五年以来の経済不況を背景にしている事は周知のところであり、建築業がとりわけ革命そのものによつて一大打撃を受けた事はいうまでもない。⁽⁸⁾ その後やがて三五年―三六年を頂点とする好景気の時期を迎え、再び三九年―四〇年の恐慌の影響を蒙るのであるが、これらの事から次の様な推論が可能であらう。即ち、この変動を通して建築業の資本主義化が一層深

まり、親方層の階層分化が急速に進んだと思われる。つまり小親方層の没落と少数の有力な親方Ⅱ請負人の発展がみられたに相違ない。この間の事情は、たとえば三〇年代に『親方大工組合』と称していたものが、四一年に『木組業者組合委員会』と改名し再組織された事にも、或程度伺えるであろう。もし下請制の出現またはその普及がこの様な変化と密接に関連しているとすれば、小親方の大資本への従属を下請人への没落として把える事も可能であろう。小親方といつても多くは職人の段階を経てきたものと思われるから、この場合も結果的には職人の上昇を意味するであろうが、ルヴァアスールのいう様に下請人は下からの新たな上昇としてばかりでなく、上からの没落としてもらあらわれえたと考えなければならぬ。ともかくかつて職人であつた者が下請人になつたという事は、建築工が未だ完全に賃労働者化していなかつた事を物語るものとして注目ししよう。また前述の有力な請負人の中から「総請負人」がでてくる事も考えられる。下請制はあるいは建築業における請負制度の変革と関連してゐるのではないかと思われるが、不明である。

さて、以上の様な下請人の存在は建築工に対して如何なる諸結果をもたらしたであろうか。次にこれをみていこう。

第一に考えられる事は、下請人の介入によつて惹起される賃金低下と彼の恣意による労働者の酷使である。四五年の大工のストにおいて「バリ及びセーヌ県木組業者組合委員会」（以下単に委員会と記す）の示すところによると、普通の^{ウーヴリエ、セメルパンテイエ}大工職人の賃金が四フランの時上級職人は四・二五〜四・五〇フランをえていたが、彼が下請仕事（*travail à la tâche*）をすれば一日に八〜九フランの手当を得る事ができる。他方^{ボシ、ワグリア、ポント、サンゴウニ}下請職人^ウの下で働く者の賃金は三・二五〜三・五〇フランとなつてゐる。これらの数字は業者側の示すものであるから、多少の誇張がありうと思われるが、それにしても、下請人は普通の大工の賃金の二倍以上に当る報酬をえていた事、また下請人の下で働くのは未熟練工が多かつたと思われるが、職人の場合下請人の存在は少くとも五〇サンチーム（当時としては一人当り約三日分のパン代に相当する）以上の賃金低下を招いていた事がわかる。この賃金低下が中間搾取に基づいてゐる事は勿論であるが、下請負が

最低入札者——工事費（ここでは人件費のみ）を最も少く見積る者（adjudicataire au rabais）——に決定される事によつて、一層甚だしくなる傾向をもつのである。

更に下請制のもたらす結果は、単に賃金低下にのみ止まらなかつた。下請人の利潤は、名目的に賃金を低下せしめる事によつてばかりでなく、労働の強度を高める事によつても増大する。これについて当時の具体的事情を示すデータを我々は有しないのであるが、下請制廃止の声が強く聞かれた十九世紀末に建築工の労働組合が行つた批判から、或程度何う事ができるであろう。即ちその批判点の主なるものは次の通りである。(一)下請制は實質的に賃金低下を招く。(二)工事のスピード・アップのため極度の労働強化を結果する。(三)下請人は若い強健なもののみを雇う傾向があり、また徒弟制を無視する。(四)賃金不払または支払延期がしばしば生じ、またトラック・システムが行われる。(五)極度の専門化が行われそのため労働者の不具化が結果される。(六)工事の粗雑化。(七)過剰生産の一原因となる。

四五年のストの始めに業者に宛てた公開書簡の中で、労働者側の指導者ヴァンサン（Vincent）は次の様にいつてゐる。

「諸君は工事を下請負う事を強く主張し、我々は同様に強くそうでない事を主張する。万一我々が説伏せられるとしても、下請制は産業の破滅である。それは上級の職人^{ボシエ、リッリエ}を殺し、邪な者と怠け者を生み出している。下請人とは我々の職業では……最もしばしば怠け者による貪しい者と若者との搾取である」

ここにみられる比較的強い表現は、下請制に対するスト労働者たちのはげしい反感をよく表わしている様である。下請制に対する非難は四〇年の指物工や石工のマニフェストの中にもみられるが、下請制は労働者にとつて業者と下請人による二重の搾取であり、当時の労働者新聞『ラトリエ』の表現を借りれば、まことに「人間の人間によるこの世で実現された最もひどい搾取」（l'exploitation de l'homme par l'homme la plus indigne qu'on ait réalisée）と言ふ

うるものであつた。またこの下請人こそ労働者の「力と団結にとつて最も強大な障害物」であつたのである。⁽¹⁸⁾ 建築工が下請制の廃止を要求したのは、それがいわゆるスウェーディング・システムであつたからに外ならない。

下請制についての第二の問題は、その存在によつて労働者の雇主への上昇が可能になるという見解が、とくに業者の間にもられた事、のみならずかかる見解が、一般に下請制の維持を弁護するブルジョアジーの代弁者の有力な一論拠となつてゐる、という事である。

四五年七月、ストの最中に『ジュルナル・デ・デバ』紙に掲載された委員会⁽¹⁹⁾の書簡によると、スト労働者たちの反対している下請制は、実は「労働者にとつて雇主になりうるための過渡的段階」(pour l'ouvrier, la transition pour arriver à devenir maître)ではないか、とされ、その例証としてセーヌ県の木組業者二二〇名中 $\frac{2}{3}$ は十二年前労働者であつたと主張されている。⁽²⁰⁾ この場合の労働者は勿論熟練労働者を意味していよう。またこの $\frac{2}{3}$ という数値は、ストの期間中委員会の示す業者数が一定していない事から考えても、明らかに誇張されていると思われるが、この書簡に対して数日後の同紙上にスト労働者側の反駁が載せられた。それによると、「この時期(十二年前)以来大工仕事の⁽²¹⁾下請制は、労働者たちには、暗黙の中に禁止されている(tactement interdit aux ouvriers)のであるから、これらの人々が雇主の地位に達したのはこの道によつてではない事は確かである」(カッコ及び傍点訳者)。つまりここでは、四五年当時の業者の中に三三年以前労働者であつた者がいる事は否定されていないが、下請制によつてその上昇がなされたのではない、いいかえると三三年——四五年間に労働者(職人)が業者に上昇したのは、下請制によつてではないとされているのである。注意されるのは、その理由が、下請制は三三年以来「労働者には暗黙の中に禁止されている」となつてゐる事であるが、この表現は一体何を意味するのであろうか。この労働者側の反駁をみる場合、大工仕事の下請制が三三年のスト以来次第に行われなくなつた事、また四五年には殆んど行われなかつたと思われる事を考慮に入れなければならない

ない。この事はスト労働者側の書簡からも明らかである。彼等は四五年には下請制廃止の要求を出していない事、「ひとりでに衰亡した下請制を復活」せんとする業者側の意図を指摘している。またスト直前に出された委員会の廻状によると、「下請制は一八三三年以来労働者の行為によつて中止された(suspendu par le fait de l'ouvrier)が、決して禁止されたのではない」(傍点訳者)。それは労働者及び業者の「自由意志」に任せられる、とされている。⁽³⁷⁾ 下請制の実施が、労働者側の圧力によつて困難になつたと思われる事は注意されるが、しかしながら以上の事から、三三年——四五年間に下請制が全く行われなかつたと考えてはならないであらう。業者側には下請制復活又はその強化の意図が常にあつたと思われ、四〇年の大工が他の建築工と共にその廃止要求をみせている事が、何よりもその存在を証明している。したがつて前述の「労働者たちには暗黙の中に禁止されている」という表現は、下請制が三三年以来行われなかつた事を意味するのではなく、下請制が行われても職人上層が下請人になれなくなつた、或いは少くともそれが困難になつたという事を意味している様に思われる。いいかえると、三三年以来職人——下請人の上昇の道が著しく狭くなつたという事ができよう。もしそうならば、この事は大工職人層の賃労働者化がより一層深まつてきた事を物語るものであらう。勿論ここでも職人上層が下請人になる場合が皆無であつたと積極的に断定するには、以上の資料ではなお十分であるが、下請人が上からの没落として現われうる事は既にのべた通りである。また下請制によるかどうかは別として、委員会のいう様な、ともかく労働者から業者に上昇した者の存する事は、僅かな例であるが資料的にもたしかめられている。⁽³⁸⁾ ただこれについては、業者と血縁関係にある者の存在を考慮すべきであらう。そして業者の子弟が将来一人前の業者となる場合に、下請制が彼に対して最もよい訓練の場を与えたという事も、十分ありうる事と思われる。

以上の事から、大工に関する限り、下請制が労働者にとつて雇主⇨業者になるための過渡的段階であるという事は、特殊な場合を除き殆んど不可能に近いものであつたといひうるであらう。したがつて委員会の主張は例外的或いは特殊な例

を一般化し、事実を故意に歪曲した見解であるといわねばならないであろう。

大工の場合は以上の様であるが、その他の建築工においては必ずしもそれと同一ではない様である。すでにみた様に、大工の間では四五十年頃には下請制は殆んど行われないう様になつていたと思われるが、指物工、左官、石工の間でそれがよく維持された事は、十九世紀後半とくに八、九十年代の下請制廃止運動が、主にこれらの職種の労働組合によつて行われている事からわかる。更に七月王朝期に左官見習工(Gargon maçon)であり、後に国会議員として活躍したマルタン・ナドー(Martin Nadaud)によると、左官の或者は下請人(下請人)となつて富み、中には眞の業者となる者もあつたとされている。^(註)この様に建築工全体としては、未だ職人の一部↓下請人↓請負業者という上昇が、稀であつたにせよ全く不可能ではなかつたと思われる。したがつてその様な上昇の希望をもちうる余地が彼等の間に未だいくらか残されていた、と考へてもいいであらう。

ここで一言注意しておきたい事は、前述の四五十年の委員会の下請制に対する主張と同様な、或いはより一般化された主張が当時のブルジョアジー代弁者の間にもみられ、それが主として建築工その他の下請制廃止要求に対抗するための有力な武器となつてゐる事である。例えば四五十年の『ジュルナル・ドゥ・セコノミスト経済学者雜誌』にみられるレオン・フォーシェ(Léon Faucher)の見解、或いは下請制を廃止した四八年三月二日の法令に対して、強硬に反対した当時の農商大臣ブユフェ(Buffyet)、或いはかの有名な政治家ティエール等の見解が、その良き例である。彼等の主張は、それぞれ多少のニュアンスの違いはあつても、要するに下請制が「有能な」「天分のある」「勤勉な」一部の労働者に雇主(パトロン)になる機会を与えるものであり、労働者にとつてもその廃止は有害無益であるとする点では、いずれも同一である。^(註)この種の見解が、稀には熟練労働者のごく一部が下請人の段階を経て雇主となる場合もある、という事実の一部分のみを把えて拡大強調し、労働者の反対をそらそうと意図したものである事は否定できないであらう。忘れてならない事は、広く建築工が下請制に反対した主な理由が、前

にみた様にそれのもたらすより強度な搾取という事実にあつた事である。四五年の委員会にあつてもブルジョア政治家にあつても、この事実は全く無視されている。この意味でも、彼等の見解が極めて一面的である事はいうまでもない。

だが問題は建築工の側にもある様に思われる。即ち、以上の様な見解は実は建築工の賃労働者としての意識の未成熟を突くものではなかつたであらうか。建築工全体としてみれば未だ下請制による職人の上昇は全く不可能ではなかつた。そしてこの事は彼等に雇主化の幻想を或程度許すものであつたに相違ない。大工において下請制が行われなくなつたとしても、独立した雇主になるという希望を可能にする諸条件が、全く消滅してしまつたというわけでは決してない。前述のブルジョアジの主張がいくらかの力をもたらたとすれば、それはかかる雇主化の幻想が建築工の意識の中に生きつづけていたからではあるまいか。周知の様に、賃労働者が何らかの意味で雇主になる事ができるという望みのあるところには、小生産者の意識が残り、賃労働者としての階級意識が生長する事は困難である。下請制の存在は、何よりもまずスウェーディング・システムとしてのそれに対する建築工の反対運動を呼び起したけれども、他方では彼等に未だ雇主への上昇という意識の残存を許す事によつて、彼等の階級意識の成長を阻止するのに役立つたというべきであらう。

ところで、下請制は建築業における資本主義発展の過渡的産物と考えられる。建築業は専ら註文生産を行い、工事の場所や対象がその都度変わるところから、元来機械化の困難な部門のひとつであり、伝統的な手工業的熟練労働が後世まで永くその基礎として維持された。しかしながら、そこには資本主義的な一種の大規模生産(マニユファクチュール)がいち早く行われ、基本的には一方の極に少数の請負業者、他方の極には同一地点に集中せしめられる大多数の賃労働者が存在する。また建築生産が数職種にわたる専門的熟練工の分業による協業を必要とする事は勿論である。この様に基本的には資本主義的といえるが、未だ技術的には手工業の段階に止まつている建築業において、下請制はルロフ・ポーリウ(Leroy Beaulieu, 1847—1916)の「⁽²⁷⁾経済の最大限を表現する方法」(moyen de réaliser le maximum

d' économie) 即ち最も有利な最も合理的な経営方法であつたと思われる。何故ならそれは労賃を一層切下げる事により工事費を少くし、或いは分業を一段と押進め且労働の強度を高める事により、生産力の増大を可能にするからである。しかし建築工にとつては、それは中間搾取に基く賃金低下その他のより強度な搾取形態を意味し、同時に、下請人が職人上層から再生産されるという限りにおいて、職人層の雇主化への希望をつなぐものともなりえたと考えられるのである。

- (1) 建築上の下請制廃止運動に關して R. Joran, op. cit., chap. VII, Les syndicats et le marchandage 以下を参照しようが大體である。
- (4) Levasseur, op. cit., t. II, p. 244 note 7.
- (5) p. Jay, op. cit., p. 141.

- (2) たゞしばしば一八四〇年のストに關して言及するが、
H. See, La vie, op. cit., p. 130; Fournière, op. cit., p. 362.
- (6) E. Labrousse, Le mouvement ouvrier et les théories sociales en France de 1815 à 1848 (les cours de Sorbonne), 1954, p. 220. ラブrousseによつて下請制とは「かくて労働者であつた下請人が総請負人と工事のある部分を請負契約の「ミタ」をなされた。

- (3) 一八四八年三月二日の法令は労働時間の短縮(パリでは十時間、地方では十一時間)と共に下請制の廃止を布告した。しかしその実施は一時的なもので止まり、国民議會では承認されなかつた。ここで興味深いのはこの法令の基礎となつた三月一日のリネタサンブル委員會の決議である。それによつてマルシャンダージュは三つの場合に分けられる。(1) 建築業の下請人が業者と労働者との間に介入する場合、(2) 工賃仕事 (travail a la piece) の場合 (恐らく被服業や繊維工業の場合であらう)。(3) 生産協同組合の場合。廃止を主張するものは第一の場合だけなされた。

Joran, op. cit., p. 186; R. Jay, Le marchandage et le décret du 2 mars 1848 (Revue d' économie politique, 1900), p. 127. 女性の法令に關しては Histoire de France contemporaine, 七月王朝期におけるパリ建築工の運動

(7) M. Dobb, Studies in the development of capitalism, 1954, p. 266, 邦訳「七〇頁。下請制は建築業ばかりでなく、問屋制家内工業においても存した様である。一八九八年の l'Office du travail の下請制に關する調査では、建築業、絹織物工業、石炭工業の三つの場合が取り扱われている。R. Jay, op. cit., pp. 144—5

- (8) 一八二五年—三二年の経済不況に關しては Bruhat, op. cit., pp. 212—3 一八二六—三一年間に建築用木材の輸入は半減したと述べられている。Labrousse, op. cit., p. 91.
- (9) Levasseur, op. cit., p. 241; J. Blanc, op. cit., pp. 67—8.

- (10) といつても *maître, entrepreneur* の用語の変化だけから考へる事は勿論危険なものである。両者は四五年前時としては区別なく使用されてゐる。
- (11) J. Blanc, *op. cit.*, p. 66.
- (12) 当時マリのメン代は一キロビギネ約三〇フラン、前後は約一又一日の平均消費費は一入約五〇〇フランと考へてゐる。Levasseur, *op. cit.*, pp. 278—80.
- (13) R. Joran, *op. cit.*, pp. 197—202. 十九世紀後半の例では下請人の下で働く労働者はしばしば高賃金をとっている場合があるが、彼等の仕事の量が倍加してゐる事はどうまでもない。Jay, *op. cit.*, pp. 141—4
- (14) J. Blanc, *op. cit.*, p. 18. Vincent は職人組合の事務を集合的に *premier compagnon* と考へる。
- (15) R. Joran, *op. cit.*, pp. 184—5; Fournière, *op. cit.*, p. 362. Dolléans, *op. cit.*, p. 183
- (16) A. Cuvillier, *Un journal d'ouvrier: L'Atelier* (1840—50), 1954, p. 103. またシヨランによると労働組合が結成される時下請人は「厳しく排除された」といふ。R. Joran, *op. cit.*, p. 188.
- (17) J. Blanc, *op. cit.*, p. 52:
- (18) *Ibid.*, pp. 62—3.
- (19) *Ibid.*, pp. 1—2.
- (20) Terville, Cuvillier なる業者は四五年八月の裁判において *le patronnement* と考へた事を証言してゐる。 *Ibid.*, p. 141; Levasseur, *op. cit.*, pp. 243—4 note 5.
- (21) G. Weill, *La France sous la Monarchie constitutionnelle* (1814—1848), 1912, p. 123, cité. マン・ナ・マゴンは *Les mémoires de Léonard, ancien garçon maçon* (Paris, 1925) なる著書がある。
- (22) Léon Faucher, *Coalition des ouvriers charpentiers* (*Journal des Economistes*, 1845), pp. 134—9 Buffet の見解は四八年八月三十日の議会の演説 *Thiers* のそれは彼の著 *«La Propriété»* (一八四八) によつて明らかに示されてゐる。R. Jay, *op. cit.*, pp. 138—9; G. Renard, *op. cit.*, p. 303.
- (23) R. Jay, *op. cit.*, p. 140. 彼は *le contrat* 請制は「労働者階級の最も有能な人々の發展を助ける」ものであるとされ、四〇年代の下請制擁護論と同種のものであると見出される。マブスールも彼と同時代の経済学者であり、あるいは下請制の維持に賛成する立場にあつたのではないかと想われる。

結 論

建築工の運動についての諸問題が以上ですべて言いつくされたわけではなく、またとりわけ請負制度の実態についての

様に、なお解明さるべき点も少くないのであるが、一応のまとめとして次の二点をあげる事により本稿の結論としたいと思ふ。

(一) パリの建築工を活躍せしめた第一の条件として、大工事における大多数の労働者の集中が考えられねばならない。この点に関する限りでは、彼等は他の古い手工業的職種よりもむしろ工場労働者の方に近かつたと思われる。とくにこの時期に特徴的な事として、彼等の運動と鉄道建設との関係が浅からぬ事は注目に値しよう。第二に、限られた範囲内においてではあるが彼等の連帯意識を維持し、団体行動を容易ならしめたものとして、職人組合の存在を見逃してはならないであろう。第三には、スウェッティング・システムとしての下請制に対する抵抗が彼等の運動の一側面をなしている事で、これは建築工の運動の基本的性格をよく示している様である。アンリ・セーのいう様に、確かに彼等は産業革命の結果する「変革に最も影響されない労働者」の一群であつた。しかしこの事は彼等が資本の支配を受ける事がより少なくなつた事を決して意味しない。我々は、下請制がまだ手工業的熟練の基礎の上に立つ当時の建築業において、最もひどい資本主義的搾取形態であつた事を忘れてはならない。

(二) 他方彼等の運動は次の諸点で近代的労働運動とは峻別さるべき限界をもつていた。第一に彼等の団体意識はその中心的組織である職人組合にみられる様に、極めて排他的なギルド的性格を濃厚に帯びていた。この事はプロレタリアートとしての階級意識の形成を阻止する一大要因であつたといえよう。第二に彼等の間には、未だ小生産者の意識を残存せしめる諸条件が一掃されてはいなかつた。雇主になれるという幻想の存在を許す余地が残されていたし、また彼等に特有な地方からの出稼職人と土地との関連も、決して薄くなかつたのである。

**Le mouvement des ouvriers du bâtiment de Paris sous
la Monarchie de Juillet—notamment sur leur demande
la suppression du marchandage—**

Par N. Ide

Comme l'indiquent H. Sée, J. Montreuil et le reste, ce sont les ouvriers de la petite industrie (les compagnons proprement dits) qui jouent le principal rôle dans le mouvement ouvrier en France jusqu'à

1848 ; ce qui est, sans doute, étroitement lié avec la structure industrielle en ce temps.

Parmi eux, un des groupes qui méritent d'être observé comme les plus remuantes, sont les ouvriers du bâtiment de Paris. Ils ont, le plus souvent grace au compagnonnage, vieille organisation ouvrière, poussé la lutte pour l'augmentation du salaire, réduction de la journée de travail (par exemple la journée de 10 heures). De plus, c'est un des aspects plus caractéristiques de leur mouvement que depuis la révolution de 1830, ils continuaient à protester avec persévérance le marchandage, c'est-à-dire, une sorte de *sweating system* existant surtout dans l'industrie du bâtiment,

J'entends, dans cet article, examiner les conditions sous lesquelles ils se rendent à l'action, en placant le point capital à cette protestation.